(11) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町西町一丁目一番一八から同町郊南一丁目二四番一三まで	前	A 二七・二七～四七・五八メートル	○・三七三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 三〇・五四～五三・九一メートル	○・四四七キロメートル	
	後	B 三〇・五四～五三・九一メートル	○・四四七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

八(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深川市鷹泊九五二番から北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内七七三七番一まで	前	A 一六・〇〇～五二・五九メートル	二・一〇八キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D 一三・〇〇～一二二・七〇メートル	四・三八〇キロメートル	
	後	A 一七・五〇～五二・五九メートル	一・二一二キロメートル	
		B・C・D 一三・〇〇～一二二・七〇メートル	四・三八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

九(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道岩内郡共和町梨野舞納一五一番四六地内	前	四九・〇〇～六〇・八〇メートル	○・〇一五キロメートル	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	四九・〇〇～四九・五〇メートル	○・〇一五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

十(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道斜里郡斜里町ウトロ西国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七林班は小班地内	前	A 一一一・五〇～六〇・五〇メートル	○・八七九キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 一一一・五〇～六四・〇〇メートル	○・六三三キロメートル	
	後	B・C 一七・三五～三六・七九メートル	○・五六四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

十一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道白糠郡白糠町茶路基線一二一番三〇から同町マカヨ三番一まで	前	A 一九・〇〇～七七・〇〇メートル	○・六五七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二一・〇〇～七七・〇〇メートル	○・六六八キロメートル	
	後	B 一一一・〇〇～七七・〇〇メートル	○・六六八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十四号	北海道厚岸郡厚岸町サンヌシ五二番から同町サンヌシ五二番地先まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年四月一日

○北海道開発局告示第六十六号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第百二十四号図及び第百二十五号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

北海道開発局長　岡部　和憲

（図面省略）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則８－12（職員の任免）第18条第１項第４号の規定に基づき、平成26年人事院公示第13号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年４月１日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第３号中「少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査」を「少年院における在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における受刑者の改善指導及び教科指導」に、「教科教育又は職業補導」を「職業指導又は教科指導」に改める。

２　この決定による改正は、平成27年６月１日から効力を発生する。

人事院公示第15号

人事院は、人事院規則８－18（採用試験）別表第３食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年４月１日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第25項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「養成施設」の次に「（平成27年４月１日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）」を加える。

２　この決定による改正は、平成27年４月１日から効力を発生する。

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、その指定を廃止したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年４月１日

東北地方整備局長　縄田　正

道路の種類	路線名	区間
一般国道	4号	仙台市太白区郡山六丁目481番3から同市太白区あすと長町３丁目12番４まで
一般国道	4号	仙台市太白区あすと長町３丁目12番４から同市太白区あすと長町３丁目１番２まで
一般国道	4号	仙台市太白区あすと長町１丁目６番10から同市太白区あすと長町１丁目５番10まで
一般国道	4号	岩手県西磐井郡平泉町字志羅山12番５から同町字鈴沢67番２まで